

議案第 2 4 号

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について  
天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正し  
ようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例  
第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「680,000円」を「671,000円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日までの教育長の給料月額については、第 3 条の規定にかかわらず、同条中「671,000円」とあるのは、「650,000円」とする。ただし、第 7 条の規定を適用する場合における給料月額は、第 3 条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。